平成 24 年 1 月 31 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長 檜垣誠司
（コード番号８３０８）

「従業員持株会支援信託 ＥＳＯＰ」の導入に関するお知らせ

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ＥＳＯＰ」（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．ＥＳＯＰ信託導入の目的

当社は、中長期的な企業価値向上に対し当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化を図ることなどを目的とし、ＥＳＯＰ信託を導入することといたしました。

２．ＥＳＯＰ信託の概要

ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）を参考にわが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり、従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて株価上昇に向けた従業員のモチベーションアップ、従業員持株会の活性化を通じた従業員株主の裾野拡大などの目的を実現することも可能な制度であります。

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（なお、当社の子会社である株式会社りそな銀行に対して、当該信託の受託を依頼する予定です）を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

なお、本スキーム導入時に設定した信託は、信託期間内（現状では５年程度を予定しています）に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、取得期間中に株式市場から順次取得いたしますが、信託の設定時期、期間、取得株式金額等の詳細は、決定次第改めてお知らせいたします。

３．ＥＳＯＰ信託の仕組み

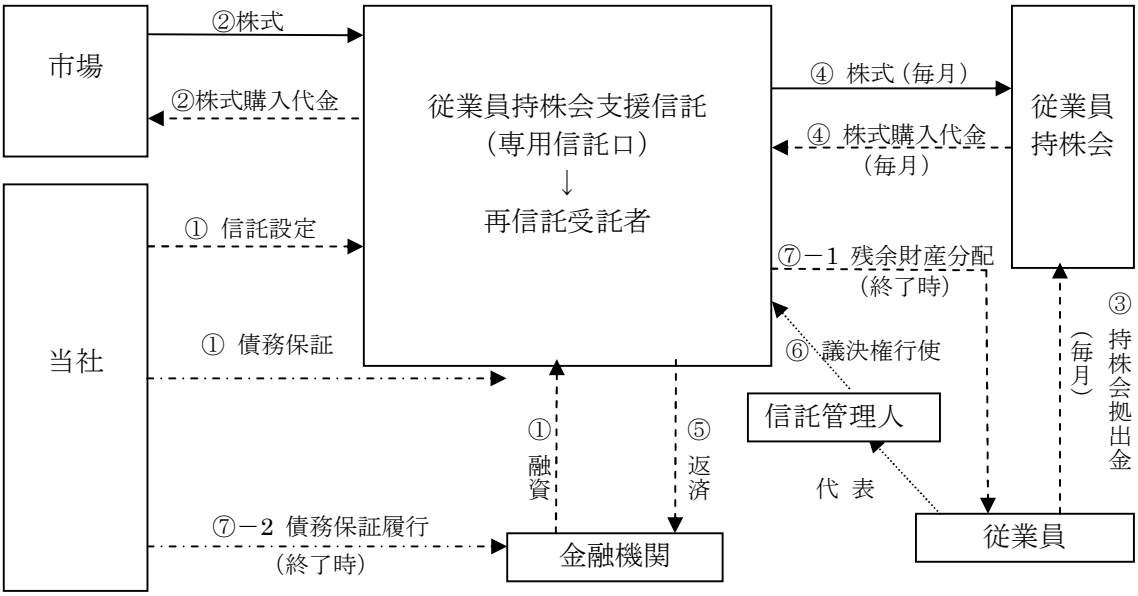

制度開始時	①	当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受ける（当社は当該融資に債務保証する）
	②	専用信託口は、借入金を原資として市場から当社株式を取得する
運営時	③	従業員は毎月従業員持株会に持株会拠出金を支払う
	④	従業員持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入する
	⑤	専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済する
	⑥	専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使する
終了時	⑦-1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒ 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産分配
	⑦-2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行

以　上

＜本件に関するお問合せ先＞

りそなホールディングス　コーポレートコミュニケーション部

（東京本社）TEL:03-6704-1630、（大阪本社）TEL:06-6264-5685、（埼玉分室）TEL:048-835-1524